

学校感染症による出席停止扱いについて

学校における感染症の予防は、生徒の健康と学習環境の維持のために重要であることから、学校保健安全法及び施行規則により学校感染症（学校において予防すべき感染症）の種類と出席停止の基準等が定められています。

学校感染症と診断された場合は、速やかに学校へご連絡ください。また、治癒後の登校時に「治癒報告書」を学級担任にご提出ください。

<学校感染症の種類と出席停止期間>

■ **第一種の感染症**は治癒するまで

エボラ出血熱	クリミア	コンゴ出血熱	重症急性呼吸器症候群
痘そう	南米出血熱	ペスト	マールブルグ病
ラッサ熱	急性灰白髄炎	ジフテリア	鳥インフルエンザ
中東呼吸器症候群			

■ **第二種の感染症**にかかった者については次の期間。

ただし、病状により学校医その他の医師においてその感染症の予防上支障がないと認めたときはこの限りではない。

・新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
・インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
・百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
・麻疹（はしか）	解熱したのち3日を経過するまで
・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
・風疹	発疹が消失するまで
・水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
・咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
・結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

■ **第三種の感染症**は病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

コレラ	腸管出血性大腸菌感染症	細菌性赤痢
腸チフス	パラチフス	流行性角結膜炎
急性出血性結膜炎	その他の感染症	